

諮問事件第46号

「群馬県〇〇委員会の議事録 平成〇〇年
〇〇月〇〇日付開催」の個人情報部分開
示決定に対する審査請求に係る答申書

群馬県個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

実施機関が行った決定は妥当ではなく、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成28年8月9日付けで、「群馬県〇〇委員会の議事録 平成〇〇年〇〇月〇〇日付開催」について、自己の個人情報として開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年8月22日に、本件請求に係る個人情報を、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の群馬県〇〇委員会（以下「委員会」という。）の議事録である「群馬県〇〇委員会議事要旨」に記載された個人情報（以下、「本件個人情報」という。）であると特定し、個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、当該個人情報の一部を開示しない理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

○群馬県個人情報保護条例 第13条第4号イ該当

（非開示の理由）

開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

○群馬県個人情報保護条例 第13条第7号該当

（非開示の理由）

審理の過程において開示しないことを前提に提出等されたものであり、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成28年10月25日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

4 補正命令

実施機関は、行政不服審査法第23条の規定に基づき、平成29年2月21日付けで、補正を命令した。

5 補正書

請求人は、平成29年2月28日付けで、補正書を提出した。

6 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年3月23日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

7 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、平成29年4月17日付けで反論書を作成し、実施機関に提出した。

8 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、平成29年4月25日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

9 意見書

請求人は、審査会に対して、条例第33条の3に基づき、平成29年4月28日付けで意見書を作成し、提出した。

第3 争点（本件個人情報の部分開示決定について）

本件個人情報の一部を非開示とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

- (1) あっせんを打ち切る通知が送付されるに至った経緯の説明を再三にわたり要請したが、委員会は説明責任を果たしていない。
- (2) 上記事情により、委員会の平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの議事録にて審議の内容を確認したいと判断し、議事録の開示請求をしたところ、「被申請人（相手方）の意見等の概要」の項目が100%黒線で塗り消されており、判読が不可能な状態である。

2 実施機関の主張要旨

- (1) 非開示部分のうち、「被申請人からの委員会あて提出物」及び「委員への陳述内容」については、委員会が行った「あっせん又は調停の手続」の過程において得られた情報である。

委員会の事務は、当事者、関係人等からの任意での協力や一定の信頼関係を前提として事情聴取等の情報収集を行い、当事者の合意を踏まえ個別の紛争を処理し、解決を図ることを趣旨とし、取得した情報や処理手続の過程の詳細は

公開しないことを前提としている。これを開示するとなると、委員会と当事者との信頼関係が著しく損なわれ、今後、当事者が委員会へ提供した情報の開示を警戒し、その協力が得られなくなるなど、委員会の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第13条第7号に該当するため非開示とした。

- (2) 非開示部分のうち、「委員への陳述内容」については、当事者である被申請人が、「あっせん又は調停の手続」の過程において、委員からの事情聴取に対し、任意で回答した内容に関する記述である。その内容は、製品の不具合の発生に対する考え方やその原因、製品の検査に関する事項等、これまでの被申請人の事業活動の結果得られた知見に基づく内部管理に関する事項及び〇〇事案に関する非公式の見解や個別の対応方針等に関する事項であり、未成熟の情報を含むものである。

また、これは「あっせん又は調停の手続」の過程で得た情報であり、公開を予定されて提供されたものでもない。

仮に、この製品の不具合に関する未成熟な情報が開示され、その結果として流通するかもしれないとなると、被申請人の権利、同様な製品製造を行う他法人等との公正な競争関係における競争上の地位、ノウハウ及び信用等、被申請人の運営上の地位を含む正当な利益を害するおそれがあると判断して、条例第13条第4号イに該当するため非開示とした。

第5 審議会の判断

1 争点（本件個人情報の部分開示決定について）

本件請求に係る個人情報が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催された群馬県〇〇委員会の議事録である「群馬県〇〇委員会議事要旨」に記録された個人情報であることについて、双方に争いはない。

実施機関は、本件個人情報の一部を条例第13条第4号イ及び第7号に該当するとして非開示とする原処分を行ったところ、請求人は、原処分の取消しを求めている。このため、審議会において本件個人情報を見分した結果を踏まえ、非開示部分の非開示情報該当性について、以下、検討する。

(1) 非開示情報該当性について

ア 群馬県〇〇委員会議事要旨1ページ目の非開示部分について

1ページ目（4.（3）担当委員によるあっせん又は調停案の協議）10行目27文字目から11行目27文字目までの非開示部分には、委員会あてに「あっせん又は調停の手続」（以下「あっせん等」という。）の相手方である特定法人（以下「被申請人」という。）が提出した文書の名称が記載されている。この文書の名称は、被申請人から委員会へ提出される書類としては一般的なものであり、法人の内部事情等を示す情報を含むものではなく、提出書類があったことが原処分で明らかにされている状況下においては、これを開示しても、被申請人が委員会による意見聴取等への協力や、あっせん

等への参加そのものをちゅうちょする等により、委員会のあっせん等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、条例第13条第7号に該当せず、開示すべきである。

イ 群馬県〇〇委員会議事要旨2ページ目の非開示部分について

2ページ目(6.2(2)(1)の①から⑤までの各項目に対する被申請人の意見等の概要)の非開示部分には、請求人が同席しない場において、被申請人が委員会に対して陳述した内容が記載されている。以下、それぞれの部分の非開示情報該当性について検討する。

(ア) 7行目、9行目から14行目まで、17行目6文字目から22行目まで、24行目32文字目から30行目まで及び32行目28文字目から33行目までの非開示部分は、請求人が審査請求書等において自ら明らかにしている情報や、原処分で開示されている部分からおのずと明らかになる情報であると認められる。このため、これを開示しても、被申請人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれや、被申請人が委員会による意見聴取等への協力やあっせん等への参加そのものをちゅうちょする等により、強制的な手段を持たず、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である委員会が行うあっせん等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、条例第13条第4号イ及び第7号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 8行目の非開示部分は、被申請人のあっせん等に関する考え方を示している部分である。強制的な手段を持たない委員会が行うあっせん等は、もともと当事者間に紛争が生じている中、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促すものであるから、当該部分を開示すると、被申請人が請求人の反応を考慮して、委員会による意見聴取への協力や、あっせん等への参加そのものをちゅうちょする等により、委員会が行うあっせん等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性を否定できない。

したがって、当該部分は、条例第13条第7号に該当し、同条第4号イについて判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

(ウ) 15行目から17行目5文字目までの非開示部分は、本件あっせん等にかかる事案の処理過程における被申請人の対応の状況が記載されている。当該部分を開示すると、被申請人が請求人の反応を考慮して、委員会による意見聴取への協力や、あっせん等への参加そのものをちゅうちょする等により、委員会が行うあっせん等の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性を否定できない。

したがって、当該部分は、条例第13条第7号に該当し、同条第4号イについて判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

(エ) 23行目から24行目31文字目までの非開示部分は、被申請人の製品

の不具合の発生に関する考え方の情報である。これを開示することにより、製品の不具合に関する内部管理の情報が開示され、被申請人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第13条第4号イに該当するため開示するべきではない。

また、上記イと同様の理由により、条例第13条第7号にも該当するため、非開示とすることが妥当である。

(オ) 31行目から32行目27文字目までの非開示部分は、委員会開催時点の調整過程における被申請人の対応方針である。これを開示することにより、被申請人が、本件に類似する別の案件において、同様の取扱いを求められるなど、被申請人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第13条第4号イに該当するため開示するべきではない。

また、上記イと同様の理由により、条例第13条第7号にも該当するため、非開示とすることが妥当である。

(2) 請求人のその他の主張について

請求人は、その他種々主張するが、いずれも審議会の上記判断を左右するものではない。

(3) 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件個人情報につき、その一部を条例第13条第4号イ及び第7号に該当するとして非開示とした決定については、別紙において開示すべきとした部分については開示するべきであるが、その余の部分については、非開示とすることが妥当であると判断した。

2 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年 4月25日	諮問
平成29年 5月 9日 (第76回 審議会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成29年 7月 6日 (第77回 審議会)	審議 (実施機関等の口頭説明)
平成29年 7月27日	審議 (実施機関等の口頭説明)

(第78回 審議会)	
平成30年 7月 5日	答申

別紙（開示すべき部分）

本件個人情報で非開示とされた情報のうち下表の部分

枚目	開示すべき部分
1	4. 審理事項 (3) 担当委員によるあっせん又は調停案の協議 10行目27文字目から11行目27文字目まで
2	6. 本事案に関する当事者からの意見等の聴取 (B)(2)(1)の①から⑤までの各項目に対する被申請人の意見等の概要 7行目 9行目から14行目まで 17行目6文字目から22行目まで 24行目32文字目から30行目まで 32行目28文字目から33行目まで